



鳥取県公報

平成30年3月16日（金）
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	星空保全地域の指定予定（水・大気環境課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	星空保全照明基準の設定予定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第9条第1項の規定に基づき、星空保全地域を指定する予定であるので、同条第3項の規定により公告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
鳥取市佐治町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
平成16年11月1日市町村合併前の佐治村の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
鳥取県生活環境部水・大気環境課（鳥取市東町一丁目220）並びに鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）及び鳥取市佐治町総合支所（鳥取市佐治町加瀬木2519-3）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
平成30年3月16日から同月29日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部水・大気環境課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
鳥取市佐治町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要
屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。
 - (1) 屋外照明器具
ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向について基準を定める。
 - (2) 建築物等を照射する照明器具
ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
 - (3) 広告物照明器具
ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
イ その他輝度について基準を定める。
- 3 星空保全照明基準の案の縦覧場所
鳥取県生活環境部水・大気環境課（鳥取市東町一丁目220）並びに鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）及び鳥取市佐治町総合支所（鳥取市佐治町加瀬木2519-3）
- 4 星空保全照明基準の案の縦覧期間
平成30年3月16日から同月29日まで
- 5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部水・大気環境課（鳥取市東町一丁目220）